## 2014年4月1日 (火) から 申立料金等が変わります。

## 公益財団法人 日本スポーツ仲裁機構

規則	料金の種類	改正前		改正後
スポーツ仲裁規則	申立料金	50,000円	$\Rightarrow$	54,000円
ドーピング紛争に関する スポーツ仲裁規則	申立料金	50,000円	⇒	54,000円
特定仲裁合意に基づく スポーツ仲裁規則	申立料金	52,500円	⇒	54,000円
日本女子プロゴルフ協会 ドーピング紛争仲裁規則	申立料金	50,000円	⇒	54,000円
加盟団体スポーツ仲裁規則	申立料金	100,000円	⇒	216,000円
特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)規則	申立料金· 応諾料金	25,000円	⇒	25,714円
手続費用の支援に関する規則	支援上限額	300,000円	⇒	<b>324,000</b> 円